

## 松前町産後ケア施設改修費等支援事業公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、産後ケア事業（母子保健法第17条の2に規定される産後ケア事業をいう。以下同じ。）を実施できる施設（以下「産後ケア施設」という。）を町内に新設することで、移動手段等の問題から産後ケアを利用できなかった利用希望者の利便性向上による子育て支援体制の確保を図ることを目的に、松前町内に産後ケア施設を新設する事業者であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第2条の6に定める間接補助事業者等を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

### 2 事業の内容 別紙「松前町産後ケア施設改修費等支援事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 3 補助金の額

松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金交付要綱に定める額

### 4 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格は、次の要件を満たす個人または民間団体とする。

- (1) 令和9年3月31日までに松前町内に産後ケア施設を新設すること。
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金その他国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の交付対象者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 国税及び松前町税を滞納していないこと。
- (7) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

### 5 スケジュール

プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。ただし、「（予定）」と記載している日程は、変更する場合がある。

#### (1) 公募開始

令和8年4月1日（水）松前町ホームページに掲載

#### (2) 参加申込書及び質問書の提出期限

令和8年4月17日（金）12時（必着）

#### (3) 質問に対する回答

令和8年4月24日（金）（予定）

#### (4) 企画提案書の提出期限

令和8年5月8日（金）17時（必着）

(5) 参加資格の確認結果・プレゼンテーション開始時間の通知

令和8年5月18日（月）（予定）

(6) プレゼンテーションに対する審査日

令和8年5月22日（金）（予定） ※詳細は、別途参加者に通知する。

(7) プレゼンテーションに対する質問の通知

令和8年5月28日（木）（予定）

(8) プレゼンテーションに対する質問の回答期限

令和8年6月2日（火）（予定）

(9) 審査結果の通知

令和8年6月12日（金）（予定）

## 6 参加方法

(1) 参加申込書等の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）は、次により参加申込書等を提出すること。

ア 提出期限 令和8年4月17日（金）12時（必着）

イ 提出物 参加申込書（様式1）、参加者概要（様式2）

ウ 提出方法 持参（土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間）又は郵送（書留等）

(2) 質問書の提出等

ア 提出期限 令和8年4月17日（金）12時（必着）

イ 提出物 質問書（様式3）

ウ 提出方法 電子メール（※提出後、電話で提出した旨を報告すること。）

エ 質問への回答 令和8年4月24日（金）までに電子メールで回答する（予定）。回答は、質問者を伏せた形で参加申込書の提出のあった全ての参加者に行うが、公平性を保てない場合等は回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

オ 注意事項 プロポーザル審査に係る審査員に関する質問、点数配分等採点に関する質問、質問書以外で提出された質問及び提出期限以降に提出された質問に対しては、一切回答しない。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書は、1者1提案とし、仕様書及び松前町産後ケア施設改修費等支援事業企画提案書作成要領の内容を踏まえ、次により提出すること。

ア 提出期限 令和8年5月8日（金）17時（必着）

イ 提出物 企画提案書（正本1部、副本9部）、電子データ（CD-R、DVD-R等にWord、ExcelまたはPDF形式保存したもの）及び参加資格誓約書（様式4）

ウ 提出方法 持参（土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間）又は郵送（書留等）

(4) 企画提案書の取扱い

ア 松前町子育て支援課において、参加者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確

認を行い、不備等があった場合は補正を求めることがある。

イ 企画提案書の提出をもって、参加者が本要領の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え及び再提出は、審査に影響を与えない軽微なものを除き認めない。

エ 町は、審査に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。

オ 提案を取り下げる場合は、取下書（様式5）を提出すること。また、補助対象候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様とする。なお、取下書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

カ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 提出書類は、松前町情報公開条例（平成13年松前町条例第12号）に基づき情報公開請求の対象となる。なお、同条例第7条第2項第1号から第7号に掲げる情報については非公開とし、同条例第8条のとおり、非公開情報部分を除いた部分の公開はする場合がある。

#### (5) 企画提案書の無効

次に該当する場合は、企画提案書の提出を無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案を行った場合

ウ 手続において提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案を行った場合

#### (6) その他

ア プロポーザルへの参加のために提出された書類一式（以下「申込書等」という。）は補助対象候補者の選定以外の目的で使用しない。

イ 提出された申込書等は返却しない。

ウ 企画提案書の作成、提出、審査会への参加等のプロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

## 7 審査

### (1) 審査方法

ア 審査は、書面及びプレゼンテーションにより行う。

イ 審査員は町長が委嘱した者とする。

ウ 審査項目に基づき審査及び採点（合計100点）を行い、補助対象候補者を選定する。

エ 参加者が1者のみの場合、審査の結果において次の表に記載するA、B及びCの各区分の審査得点が7割以上であって、審査得点の合計得点が総得点の8割以上である場合に補助対象候補者として選定する。

オ 参加者が複数の場合、審査の結果において次の表に記載するA、B及びCの各区分の審査得点が7割以上であって、審査得点の合計得点が総得点の8割以上であったもののうち、合計得点が最も高いものを補助対象候補者として選定する。

カ 審査の結果、エまたはオの条件を満たさず参加者がいなかった場合または参加者がいない場合には、再度の公募は実施しない。

審査項目	評価の視点	区分
動機及び理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に応募した動機</li> <li>・松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金交付要綱の規定を理解できているか等</li> </ul>	A
新設する産後ケア施設について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインで定める基準を満たしているか</li> <li>・産後ケア施設新設に係る組織体制及び工程表の適正さ</li> <li>・総事業費及び補助金の対象となる経費の適正さ</li> </ul>	
意欲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設後、松前町が行う産後ケア事業への協力について意欲的か</li> </ul>	
産後ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談、家族等の身近な支援者との関係調整等産後ケアの内容の適正さ等</li> </ul>	B
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止及び安全対策に関するマニュアルの内容の適正さ</li> <li>・安全管理についての従業員に対しての教育体制の適正さ</li> <li>・緊急時の対応として協力医療機関との協力体制の確保について等</li> </ul>	
組織・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後ケア事業を行う上で、組織体制、従業員の人数等人員配置及び役割分担の適正さ等</li> </ul>	
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画を作成する上で根拠となる数値の適正さ</li> <li>・長期的な運営の実現の可能性について</li> </ul>	C

(2) プレゼンテーションに対する審査

ア 日程 令和8年5月22日（金）（予定）

イ 場所 松前町役場内会議室

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、20分以内とする。

(イ) プレゼンテーションの出席者は、関係者を含めて3人までとする。

(ウ) プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑に応答すること（30分程度の予定。ただし、審査員から質疑がある場合は、延長することがある）。

(エ) 審査会終了後に、審査に必要な事項について審査員から追加で質問があった場合は、令和8年5月28日（木）までに電子メールで通知するので、参加者は令和8年6月2日（火）までに回答すること。なお、質問に対する回答は、審査員全員に共有する。

(オ) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

エ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出期限までに提出した企画提案書により行うものとする。なお、プレゼンテーションにプレゼンテーションソフトを用いる場合であって企画提案書とは別に作成したスライド（企画提案書の内容に沿ったものに限る。）を用いる場合は、当該スライドを印刷した資料を、審査会当日の参加者がプレゼンテーションを開始する1時間前までに10部提出すること。

- (イ) 大型ディスプレイ、HDMIケーブル（ディスプレイとパソコンを接続する端子）は松前町で用意する。その外、プレゼンテーションに必要な物がある場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。
- (ウ) 審査に当たっては、プロポーザル審査会の前日までに、個別に提案内容の確認を行うことがある。確認は、参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- (エ) プレゼンテーションの開始時間は、参加資格の確認結果等と合わせ、参加申込書に記載された連絡先へ令和8年5月18日（月）に電子メールで通知する。
- (オ) (エ)で指定した時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。
- (カ) 企画提案が多数ある場合は、提出書類による一次審査によりプレゼンテーション実施者を選考する。当該審査で選考外となった場合は、上記(エ)と同様の方法により通知する。
- (キ) 審査会は、非公開とする。

### (3) 審査結果

審査結果は、参加申込書に記載された連絡先へ令和8年6月12日（金）に電子メールで通知する。（予定）。なお、審査員ごとの採点は非公開とする。また、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

## 8 補助金の交付申請

審査の結果、補助対象候補者として選定された者からの交付申請を受けて、補助金の交付決定を行う。なお、交付申請が行われなかった場合は、審査結果が次点であったものであって、審査の結果において表に記載するA、B及びCの各区分の審査得点が7割以上かつ審査得点の合計得点が総得点の8割以上であった者を補助対象候補者として交付申請の受付を行う。

## 9 その他

- (1) 参加者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 参加者は、連絡ができる体制を整えておくこと。

## 10 申込書等の提出先・問合せ先

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井710番地

松前町総合福祉センター2階 保健福祉部子育て支援課こども家庭センター係

TEL:089(985)4189

E-mail : hughug@town.masaki.ehime.jp